

令和8年度特定駐留軍用地等内土地取得広報業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「令和8年度特定駐留軍用地等内土地取得広報業務」の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定めるものです。

2 応募資格

次に挙げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 沖縄県内に本店又は支店がある法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当するものを参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(3) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しないこと。

(4) 指名停止を受けている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

(5) 令和3年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において、国・地方公共団体等の広報・イベント運営業務を複数回受託した実績を有する者。

※国・地方公共団体等（例）：独立行政法人・地方独立行政法人、国立大学法人・公立大学法人、公益財団法人・一般財団法人

(6) 今回の委託業務を実施するために、正・副計2人以上の担当者を配置することができる者。

(7) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表企業が応募を行う。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。

イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)～(4)の要件を満たすものであること。

ウ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(5)の要件を満たすものであること。

エ 共同企業体を構成する事業者全体で(6)の要件を満たす者であること。

3 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和8年度特定駐留軍用地等内土地取得広報業務

(2) 業務の概要

企画提案仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和9年2月26日まで

4 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア 応募申請書（様式1）

イ 参加資格誓約書（様式2）

ウ 共同企業体資格申請書（様式3） ※共同企業体の場合

エ 共同企業体協定書 ※共同企業体の場合

オ 企画提案書（様式6）

企画提案書の提出に当たっては、送付書（様式5）を1部添付すること。

企画提案書は全体で12頁以内（表紙・目次は除く）とし、9部提出する。

(7) 様式

A4版縦を基本とし必要に応じてA4版横を可とする。

(イ) 記載事項

企画提案書には、別添「企画提案仕様書」の「5 業務内容」及び「企画提案書 評価基準（概要）」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

①業務のフロー、業務行程表

②執行体制

③地権者向け説明会及び個別相談会（普天間飛行場）の開催及び周知

④ポスター（普天間飛行場を含む4地区）のデザイン、印刷及び配布等

⑤広報用の映像データ（普天間飛行場）の製作

⑥地権者説明用の地図（普天間飛行場）の製作

⑦その他、効果的と考えられる業務の提案

⑧業務完了報告書の作成（実施業務の総括と課題整理）

カ 応募説明書

・ 応募説明書は企画提案書（様式6）とは別綴りとし、9部提出する。

なお、記載事項は以下のとおり

・ 会社概要（設立年月日、資本金、年商（過去5年間）、業務内容、組織図）

・ 職員の状況（職員の人数・資格等）

・ 過去5年間の類似業務の実績と内容

- ・今回業務の執行体制（役割、担当者名、所属、実務経験年数、保有資格）
- ・費用内訳書（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記し提出すること。

ただし、令和8年度契約上限額は消費税込みで 12,365,000円 とする。）

注：この事業を実施するにあたっての一切の費用（追加提案事項を含む）を積算すること。

(2) 提出期限

ア 質疑書（様式4）

令和8年5月26日（火）16:00（持参、郵送、FAXまたはe-mail）

※回答は沖縄県ホームページにおいて随時掲載予定

イ 応募申請書（様式1）、参加資格誓約書（様式2）

【共同企業体の場合】共同企業体資格申請書（様式3）、共同企業体協定書

令和8年5月29日（金）16:00（持参、郵送、FAXまたはe-mail）

ウ 送付書（様式5）、企画提案書（様式6）及び応募説明書

令和8年6月3日（水）12:00（持参または郵送）※9部提出

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企画部県土・跡地利用対策課 跡地利用推進班 担当：上原^{うえはら}、十時^{ととき}

電話：098-866-2040 FAX：098-866-2559

E-mail：aa015008@pref.okinawa.lg.jp

※FAX又はE-mailの送付後は、速やかに担当まで電話連絡し、受信確認を行うこと。

5 企画提案書の選定方法等

(1) 一次審査（※令和8年6月5日（金）結果通知予定）

沖縄県企画部県土・跡地利用対策課で一次審査を行い、上位3者程度を選定する。

ただし、応募申請者が3者以下の場合の第一次審査は、資格審査のみとし、適格者全てを二次審査の対象とする。なお、応募申請者（適格者）が1者の場合においても、その1者で二次審査を実施する。

選定された事業者に対しては、県土・跡地利用対策課から結果及び二次審査実施日時を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、結果等通知は電子メールで行う。

(2) 二次審査（※令和8年6月11日（木）午後 実施予定）

二次審査は、提出された企画提案書について、「令和8年度特定駐留軍用地等内土地取得広報業務企画提案書選定委員会」を設置し、最も優れた企画提案書を選定する。審査にあたっては、プレゼンテーションを実施することとし、応募者に対してあらかじめ開催日時等を通知する。なお、審査項目及び点数配分については、別添の「企画提案書評価基準（概要）」を参照すること。

審査結果については、県土・跡地利用対策課から応募者に対して通知する。結果等通知は電

子メールで行う。

6 委託契約

最も優れた企画提案書を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として、第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

7 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から疑義照会を行う場合がある。
- (3) 提出書類の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (5) 審査内容及び審査経過については公表しない。